



かごしまワーケーション 実施支援事業補助金



© 鹿児島県ぐりぶー

○ 事業概要

鹿児島への移住を見据えている個人や地域の市町村、企業、団体との連携を検討している県外企業が、県内でワーケーションを実施する際に係る経費を助成します。

1人あたりの
補助上限額
15万円
補助率 3/4

○ 対象者

- (1) 県外在住の個人
- (2) 県内に事業所を有しない県外の企業

○ 対象経費

経費の内容	経費の詳細	※詳しくは交付要綱をご確認ください。
宿泊費	本県に滞在している間の宿泊費	
住居賃料	本県に滞在している間に発生する住居の賃料	
施設利用料	仕事場、会議室として利用する施設の使用料	
交通費	公共交通機関利用料及びレンタカーの借り上げ料	
執務環境の整備費用	勤務に必要なとなるOA機器、家具などのレンタル費用	
その他	新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査費用	

○ 事業内容

補助対象者は、本事業の公募があった日から2023年（令和5年）2月28日までの期間に本県に1週間以上滞在し、以下の事業を実施する必要があります。

- (1) 県外在住の個人
ワーケーション実施前、または実施中に鹿児島県へ移住の相談を行うこと。
- (2) 県外の法人企業
県内の市町村、企業または団体との交流を行うこと。



* 問い合わせ先 *
鹿児島県商工労働水産部
産業人材確保・移住促進課 移住促進係
TEL 099-286-3098 FAX 099-286-3599
MAIL iju@pref.kagoshima.lg.jp



かごしまワーケーション 実施支援事業補助金



© 鹿児島県ぐりぶー

○ 申請方法

- ・補助金の交付申請にあたっては、内示後、県ホームページから次の「提出書類一覧に記載した書類」を出力し、必要事項を記載の上、郵送又は持参してください。
- ・提出に際しては、指定の様式を使用し、提出書類の大きさは原則A4縦、文字色は黒、印刷は片面印刷とし、左上1か所をクリップ留めしてください。
- ・提出された申請書類等は、返却しませんので予め御了承ください。
- ・提出された申請書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ追加資料の提出を求める場合があります。

【提出書類一覧】

- ・かごしまワーケーション実施支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・関係書類
 - (1) 事業計画書（第1-1号様式）
 - (2) 事業実施計画書（第1-2号様式）
 - (3) 経費内訳書（第1-3号様式）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

○ 交付手順

手続き	時期
事業計画書，経費見積書提出 ↓ 補助金交付内示 ↓ 補助金交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・	随時受け付け (補助金交付決定額が予算額に達した時点で受付を締め切ります。)
↓ 審査・交付決定 ↓ 事業開始	
↓ 事業遂行状況報告 ↓ 実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・	
↓ 補助金額の確定通知 ↓ 補助金交付	事業終了後14日以内 もしくは3月10日まで